

平成 29 年度 事業報告

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

I 体制等

1 体制

公益財団法人大阪府暴力追放推進センター（以下「センター」という。）では、専務理事（事務局長）以下 9 人の常勤職員で事業を推進した。

2 関係機関との連携

センター事業の推進に当たっては、機会あるごとに大阪府警察本部・各警察署や大阪弁護士会（民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会については、以下「民暴委員会」という。）のほか、大阪府・大阪市をはじめとする自治体、その他多くの関係機関・団体と連携を図った。

II 事業の概要

平成 29 年度事業計画に基づき各事業を推進したが、その概要は次のとおりである。

項 目	細 目	推 進 事 項
1 暴力団追放のための広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当要求防止責任者講習用の教本として「暴力団追放マニュアル」を、また、センターの広報誌である「暴追画報」や「暴排ポスター」等を、それぞれ作成し、市民への情報の提供に努め、暴力団排除気運の醸成を図った。 ○ 大阪府警察及び民暴委員会の協力を受けて、不当要求行為に対する基本的対応要領を解説した『DVD「暴力団排除」～絶対に負けません』を制作し、不当要求防止責任者講習等で活用したほか、大阪府下各警察署等に配布した。 ○ 「暴追画報」等の広報誌を大阪府下の地域及び職域単位の暴排組織、大阪市等の自治体をはじめ、各企業・事業所等に対して頒布、提供に努めたほか、これら団体等に対し、延べ 34 回の講演活動等を実施した。 ○ スマートフォン等インターネット検索端末利用者を対象とした「ヤフーディスプレイネットワーク」システムを活用し、ホームページへのアクセス状況の向上を図った。 ○ 電子メールを活用し、「暴追センター情報」として、反社会的勢力の動向や情報について発信し、情報提供に努めた。

		<p>※ 平成29年度の発信件数～16件</p> <p>○ 大阪府警察及びオリックス野球クラブ(株)と提携し大阪市中央区のTOHOシネマズなんば壁面にオリックス・バファローズ球団チーム選手による広報看板を掲出した。</p> <p>※ 「守りたいその笑顔、守りたいその幸福」 ～暴力のない明るい社会を目指して～</p>
	(2)「暴力団追放府民大会」の開催	<p>○ 平成29年11月2日、大阪市内において、府民約1,000人の参加を得て「第26回暴力団追放府民大会」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団排除を目指して結成された各種団体はもとより、自治体をはじめ関係機関・団体、企業のほか、広く市民の参加を促し、暴力団追放意識を高揚 ・ 暴力団追放に功績のあった個人、団体等の表彰 ・ 特別講演 大阪弁護士会民暴委員会委員 菅原 英博氏 演題「ヒト・モノ・カネ」による暴力団排除 ・ 大会宣言
	(3)「暴力追放セミナー」の開催	<p>○ 平成30年2月2日、大阪市内において、暴力団排除気運の向上を図るため、総合テーマを「暴力団等反社会的勢力の排除に向けて」として、部外講師を招いて、企業・事業所等の暴排担当者約500人の参加を得て「第20回暴力追放セミナー」を開催した。</p> <p><特別講演></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府警察組織犯罪対策本部長 阿江 伸幸氏 演題「最近の組織犯罪の情勢について」 ・ 民暴委員会委員長 中嶋 勝規氏 演題「暴力団組長に対する使用者責任 ～近時の裁判例を踏まえて」
2 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援事業	(1) 暴力相談への的確な対応	<p>○ 府下3か所(中央、淀川、堺)の相談室を拠点として、面接又は電話により暴力相談を受理し、相談者の立場に立ったアドバイスを実施した。</p> <p>※ 平成29年度の受理件数は1,546件(前年度に比べ250件増加)</p> <p>○ 相談内容は、取引先等に関する相談が全体の約38%を占めた。また、離脱に関するものが6件、組事務所撤去に関するものが1件あったが、暴力団の資金獲得活動である「暴力的要求行為」に関するものや、え</p>

		<p>せ右翼、えせ同和、総会屋に関する相談はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談委員は、相談内容ごとに状況を的確に把握し、最善の解決策を提示できる知識や技能を持つことが必要であるため、月2回の集合教養を実施し、情報を交換・共有したほか、暴排に関する他機関主催の研修・セミナー等に参加するなど、新たな事象への対応要領の習得に努めた。 ○ ホームページや配布資料等によりセンターが行う暴力相談活動を広範かつ積極的に市民に紹介した。 ○ 大阪市、堺市等をはじめ、府下の各市町村の受付窓口担当者に働き掛け、窓口「暴迫画報」等のセンター案内を設置した。 ○ 暴力団の潜在化・広域化に対応するため、近畿管内のセンター及び警察が出席する「近畿ブロック連絡協議会」の開催や、府警暴力団対策室との定期連絡会を4回開催したほか、全国センターや各都道府県センターとも情報交換等を通じて緊密に連携するとともに、情報の共有を図った。
	<p>(2) 適格団体としての暴力団事務所使用差止支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターホームページ等において「適格センター制度」を紹介するとともに、不当要求防止責任者講習や各種暴排組織の会合等で制度の説明を行った。 ○ 民暴委員会や大阪府警との連携を密にし、府民からの暴力団事務所の使用差止めに関する支援要請の把握に努めるとともに、府警暴力団対策室と情報の共有を図り、迅速・的確な支援を行えるように備えたが、平成29年度中には府民からの支援要請はなかった。 ○ 平成29年12月14日、府民からの支援要請に迅速・的確に応えるため、民暴委員会所属の弁護士及び府警暴力団対策室員とにより「適格団体訴訟検討会」を実施した。
	<p>(3) 警察及び大阪弁護士会民暴委員会との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民事介入暴力事案の相談を受けた場合、警察及び大阪弁護士会民暴委員会との連携はきわめて重要であることから、常時連携して事案処理に当たった。 ○ 平成29年8月19日、民暴委員会が主催し、「医療機関からの反社会的勢力の排除及び不当要求対策」をテーマとした研修会に参加した。 ○ 中央相談室においては、大阪弁護士会と連携し、民暴委員会所属の弁護士による無料相談日(毎週水曜日)を設けたが、平成29年度中に受理した相談は1件で

		あった。
	(4) 「民事介入暴力特別相談所」の効果的な開設	○ 大阪弁護士会、大阪府警、センターの三者による「民事介入暴力特別相談所」を2回開設した。府民から電話や面談により、反社会的勢力に対する対応方法等の相談はあったが、事件化や中止命令に至る相談はなかった。 ※ 5月 大阪弁護士会館 (6件受理) ※ 10月 ホテルプリムローズ大阪 (4件受理)
	(5) 離脱及び就労支援活動の推進	○ 平成30年2月13日、大阪刑務所、大阪労働局、大阪保護観察所、保護司会連合会等12機関を構成機関とした「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の総会を開催し、離脱に関する情報交換に努めた。また、東京都、福岡県など28都県(平成29年度末現在)と離脱者支援に関する協定を締結し、支援の実効を図った。 ○ 離脱支援に関する相談件数は9件であった。その内訳は、暴力団からの離脱相談が6件で、離脱者の就労相談が3件であった。なお、大阪での離脱者の雇用受入「協賛企業」は33社である。
	(6) 暴力団犯罪被害者救済支援の推進	○ 警察が行う保護対策のうち、機械警備によるものを民間警備会社に委託し、その費用をセンターが支払うことにより被害者救済に関する支援をしているが、平成29年度中、同システムを設置した事例はなかった。
3 暴力団排除活動への支援	(1) 地域暴排組織との連携	○ 各警察署単位に設置されている地域暴排組織や府下各市の行政対象暴力対策連絡協議会等と連携するとともに、研修会等に積極的に参加し、各種資料・情報の提供や講演を計7回実施した。
	(2) 職域暴排組織等への支援	○ 職域単位の暴力団排除組織(23組織)や企業等の総会・研修会に参加し、暴力団等の反社会的勢力排除に関する講演等を計27回実施した。
	(3) 少年に対する暴力団の影響を排除する活動	○ 少年指導委員研修会において講演を実施したほか、大阪府主催の少年非行・暴走族追放キャンペーン等に参加するなどして広報に努めた。

<p>(4) 不当要求防止責任者講習の実施</p>	<p>○ 大阪府公安委員会から委託を受け、「不当要求防止責任者講習」を、ホテルプリムローズ大阪等で年40回(受講者3,338人)実施した。</p> <p>※ 平成5年に開始して以来、延べ1,330回実施し、受講者の累計は8万4,268人となった。</p> <p>○ 講習は、毎回、府警暴力団対策室の警察官や民暴委員会所属の弁護士による講義のほか、DVDやパワーポイント等の視聴覚教材を効果的に活用し実施した。</p>
<p>(5) 不当要求情報管理機関に対する援助</p>	<p>○ 不当要求情報管理機関として登録されている「(公財)競馬保安協会関西本部」、「(公財)モーターボート競走保安協会」、「日本証券業協会大阪地区協会」及び「預金保険機構大阪事業部」と活動概要や暴力団情勢等の情報交換を行うとともに、「暴迫マニュアル」等の資料提供を行った。</p>
<p>(6) 暴力団に関する資料の収集と活用</p>	<p>○ 不当要求防止責任者講習の受講者を対象として、「暴力団に対するイメージと不当要求を受けた経験等」に関するアンケート調査を実施した。</p> <p>なお、アンケート調査の結果(3,207人からの回答)は、今後、暴排研修等における資料として活用する。</p> <p>○ 反社会的勢力に関する情報は、可能な限り広範に収集し、データ化に努めるとともに、企業等における暴力団排除活動での活用を図るため、公表された暴力団関係者情報を企業(賛助会員)に対し、毎月Eメール配信した。</p>